

空き家についてみんな考えてみましょう

空き家を減らし、より良いまちにするために

居住中・使用中
から空き家化を
予防しましょう

空き家が放置される要因として建物が老朽化し住むことが難しいことや、相続・登記が適切に行われず所有者や管理者がはつきりしないといったことが挙げられます。それらを防ぐためにも、居住中または使用中から維持管理をしっかりとる、現状にあわせて登記を変更する、引き継ぐ人をあらかじめ決めておくな

ポイント① 現在の登記を確認しましょう



相続登記をせず前の所有者の名義のままになっているとトラブルの原因になります。きちんと登記を済ませましょう。

ポイント② 遺言書を書いておきましょう



遺言書に書かれた内容は法定相続により優先されますので、きちんと遺言書を残し、誰に不動産を引き継いでもらいたいかが明確にしておきましょう。

ポイント③ 専門家に相談しましょう



相続に関して、名義変更、税、相続権者同士による争いなどの、さまざまな問題があります。それぞれの悩みに合わせて、弁護士、司法書士、税理士等の専門家に相談しましょう。



空き家バンクを
利用して空き家
の活用をしま
しょう

使われなくなった空き家は老朽化が早まります。また、しっかり管理されていたとしても、地域コミュニティやまちの活力低下につながります。市では、それらを防ぐためにインターネットで空き家情報を全国に発信して空き家の活用を図る「伊賀流空き家バンク制度」を実施しています。また、空き家内に家財などが多く残っている場合に、有料で家財除去を行う「家財除去サービス制度」も新たに始まります。伊賀流空

ど、今できることを早めに行うことが重要です。

【問い合わせ】

市民生活課

☎ 22・9676

FAX 22・9641

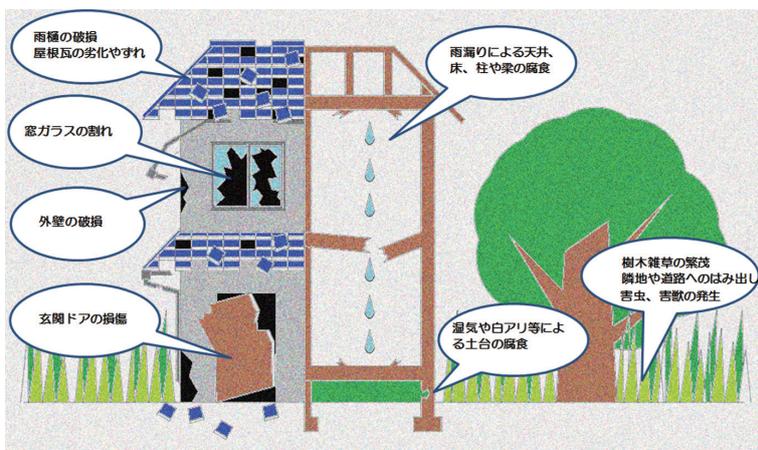
空き家バンク制度への登録方法など詳しくは市民生活課までお問い合わせください。



空き家を放置しておくとどうなるのでしょうか

防犯・防災のリスクが上がります。また、これから雨期に入り樹木雑草が伸びてきます。放置すると隣の家への影響、道路通行への影響などの多くの問題が発生します。市では、市内に空き家をお持ちの所有者または管理者を対象に、空き家の維持管理サービス事業者の紹介を行う、「空き家等維持管理サービス制度」を実施しています。

また空き家を放置していると、強風などによる屋根や外壁などの落下飛散による事故、老朽化による倒壊事故、放火などによる火災、不法投棄の誘発、不審者の侵入や不法滞在の原因となり、最悪の場合、多額の損害賠償を請求される可能性があります。



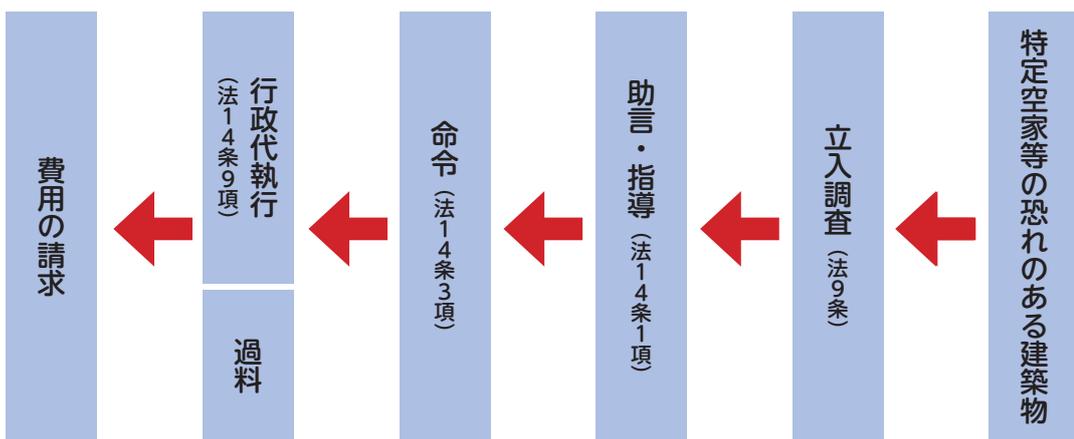
空き家の適正管理は所有者・管理者の責任です！

空き家を含む建築物は、所有者や管理者が自らの責任で管理する義務があります。管理が行き届かないまま放置された空き家は、防災、防犯、衛生、景観などのさまざまな面において周辺環境に悪影響を生じさせます。

市では、法で定める老朽危険空き家「特定空き家等」と認められる空き家等の所有者や管理者に対して法律や条例に基づき、指導、勧告、命令等を行います。



「空き家等の推進に関する特別措置法」及び「伊賀市空き家等の適正管理に関する条例」による行政指導の流れ



お知らせ拡大版

お知らせ

催し

募集

まちかど通信

コラム

図書・救急など